

令和5年12月25日

大津市議会議長

竹内基二様

提出者

八田憲児

竹内照夫

佐藤弘

杉浦智子

森川えりな

福永英晶

出町明美

谷祐治

中川哲也

伴孝昭

修正案の提出について

議案第142号 大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案に対する修正案を次のとおり地方自治法第115条の3及び大津市議会会議条例第10条の規定により提出します。

議案第142号 大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の全部を修正する。

大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改める。

第2条 大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

コロナ禍の影響により社会経済活動が停滞する中、長期化する物価の高騰などにより多くの市民及び事業者がまだまだ困難に直面している現状の下では、市長及び副市長の期末手当の額を引き上げるべきではないため